

前橋市登録空き家に付随する農地の別段の面積取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の高齢化や後継者不足等による遊休農地化への対応として、新規就農者へ住宅確保を支援し、本市への移住・定住と遊休農地の解消を図るため、登録空き家に付随する農地に係る農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条第2項第5号の規定により定める別段の面積（以下「別段の面積」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 登録空き家 前橋市空き家バンク実施要綱（令和3年11月1日施行）第2条第2号に規定する登録空き家をいう。
- (3) 登録空き家に付随する農地 登録空き家の所有者等（前橋市空き家バンク実施要綱第2条第3号に規定する所有者をいう。以下同じ。）が権利を有する本市の区域内に所在する農地であって、第5条の規定により農業委員会の指定を受けたものをいう。

(別段の面積)

第3条 登録空き家に付随する農地については、当該登録空き家に付随する農地に係る区域を設定区域（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第1項第1号に規定する設定区域をいう。）とみなし、別段の面積を1アールとする。

(登録空き家に付随する農地の要件)

第4条 登録空き家に付随する農地は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する農地とする。

- (1) 農地の区域の全部若しくは一部が遊休農地である農地又はその区域の全部若しくは一部が当該遊休農地になることが見込まれる農地であること。
- (2) 登録空き家の所有者等とそれに付随する農地の所有者等が同一であること。ただし、農業委員会が特に認める場合は、この限りでない。
- (3) 登録空き家の購入又は貸借と同時に購入又は貸借をする農地であること。
- (4) 農業委員会が農地の所在地を公示することについて、当該農地の所有者が同意していること。

(指定等の登録申請)

第5条 登録空き家に付随する農地として農業委員会の指定を受けようとする者は、別段の面積を定める区域の指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて農業委

員会に申請しなければならない。

(1) 登録空き家であることを確認することができる書類

(2) 登録空き家に付随する農地として指定を受けようとする土地の登記事項証明書及び公図の写し

(3) 前二号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める書類

2 登録空き家に付随する農地について、法第3条第1項に規定する農業委員会の許可を受ける場合は、次に掲げる書類を農業委員会に提出しなければならない。

(1) 登録空き家の売買等に係る契約書の写し又は登録空き家において住居する意思を確認することができるもの。

(2) 前号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める書類
(現地確認)

第6条 空き家に付随する農地、条件等の確認は、農業委員及び事務局職員が行うものとする。

(指定の解除等)

第7条 農業委員会は、登録空き家に付随する農地が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、登録空き家に付随する農地としての指定を解除するものとする。

(1) 登録空き家に付随する農地に関する第5条第2項に規定する許可が必要な権利の設定又は移転が完了したとき。

(2) 登録空き家に付随する農地に係る登録空き家の物件登録（前橋市空き家バンク実施要綱第7条に規定する物件登録をいう。）が抹消されたとき。

(3) 登録空き家の所有者等から別段の面積を定める区域の指定解除申請書（様式2号）により登録空き家に付随する農地としての指定の解除の申し出があったとき。

(4) 農業委員会が登録空き家に付随する農地としての指定を適当でないと認めるとき。

(指定及び解除の手続き)

第8条 農業委員会は、登録空き家に付随する農地の指定又は当該指定の解除をする場合は、総会の決定を経るものとする。

(告示)

第9条 農業委員会は、登録空き家に付随する農地の指定又は当該指定の解除をした場合は、速やかに告示するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。